

スポーツと開発の関係に関する理論的再考 —スポーツ・プラスという発想の下に—

Theoretical Reconsideration Regarding Relationship between “Sport” and “Development”
— Under the Idea of “Sport Plus” —

仁木博子
Hiroko NIKI

鳴門教育大学
Naruto University of Education

要約

体育・スポーツの実践はすべての人にとっての基本的な権利である。しかし、体育・スポーツの実践機会が十分に保障されていない国が途上国をはじめ数多くある。日本は青年海外協力隊事業をはじめ、体育・スポーツの領域で多様な国際協力を実践してきたが、「スポーツ」と「開発」の関係性も時代の流れに応じて変化してきた。本研究では、現地のニーズに根ざした「開発におけるスポーツ」を行ううえで、「スポーツ」と「開発」の在り方について理論的に精査した。その結果、スポーツ自体の開発においても社会課題の解決に向けた開発においても、相互にバランスを取り合って維持・形成していくことが今後の国際協力の現場で重要となってくることが明確となった。

キーワード：基本的な権利、文化、「ツール」としてのスポーツ、「開発におけるスポーツ」

1. スポーツにおける国際協力の意義

1.1. すべての人にとっての体育・スポーツ

国際連合教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO) は「体育・スポーツ国際憲章」(1978)において「体育・スポーツの実践はすべての人にとっての基本的権利である」と定めている。また、「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」(2015)においても、「体育・身体活動・スポーツの実践は、すべての人の基本的権利である」と示されており、「人種、ジェンダー、性的思考、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国民もしくは社会的出身、財産その他一切の理由に基づく差別を受けることなく、体育・身体活動・スポーツを行う基本的な権利を持っている。」と定義している。オリンピック憲章(2019)においてもまた、「スポーツをすることは人権の一つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与

えられなければならない。」と根本原則として記されている。

欧州から生まれた「スポーツ・フォー・オール (Sport for all)」は、スポーツは、才能や機会に恵まれた一部の人のためのものではなく、性別、年齢、貧富の差などを超えてすべての人々が享受すべき権利を持つという概念である(齊藤 2018)。この言葉に着目してみると、ヨーロッパ・スポーツ・フォー・オール憲章(1975)第1条では、「すべての個人は、スポーツに参加する権利を持つ」と示されている。

日本では、日本スポーツ学会がスポーツ基本法要綱案(1997)に「すべて国民は、ひとしくスポーツに関する権利を有し、生涯にわたって実際生活に即し、スポーツに参加する自発的な権利が保障されなければならない。スポーツに参加することは、人種、信条、性別、出生、社会的身分、経済的地位、障がいの事情などにより差別されてはならない」としている。

日本の「スポーツ基本法」(2011)においても、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」としてスポー

ツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性を示している。

しかし、諸外国においては「ヨーロッパ評議会みんなのスポーツ憲章」(1975)や「ユネスコ体育・スポーツ国際憲章」(1978)が採択され、スポーツ権、つまり、すべての人にスポーツをする権利や楽しむ権利が承認されるとともに、スポーツ政策の基本を定めるスポーツ基本法などが各国で制定され始めたことをみると、日本では約30年遅れてスポーツ権が認められたことになる(中西2010)。

権利としてのスポーツの背景には時代の流れに差異はあるものの、世界中のすべての人々にとってスポーツを行うことは基本的な権利であり、一部の人だけのものではないという考え方がその根幹にある。スポーツに参加することは、人種、信条、性別、出生、社会的身分、経済的地位、政治的またはその他の意見、障がい、事情、言語、宗教、その他一切の理由に基づく差別を受けることなく、すべての人にとって保障された権利なのである。しかし、発展途上にある国々では、経済的に恵まれた一部の人々だけしかスポーツに取り組めない(国際協力事業団 国際協力総合研究所2000)現状があったり、「スポーツはぜいたく品(岡田2012, p.22)」という認識があったりと、まだまだ体育・スポーツを取り巻く環境は厳しく、すべての人々に保障されたものにはなっていない。また、国際的にも認知されている権利であるにもかかわらず、性差や能力差によりスポーツに参画しにくい状況が生まれたり、体育・スポーツに係る予算の削減からスポーツに必要な場や資源が不足したりするなど、体育・スポーツの重要性が政治的に無視されやすい傾向にあることも指摘されている(United Nations 2003)。さらに、United Nations (2006)は、スポーツと遊びは人権として繰り返し認められているが、優先事項とみなされず、「忘れられた権利」とさえ呼ばれていると述べている。

このような現状に鑑み、体育・スポーツにおける国際協力の在り方を考えると、すべての人々が体育・スポーツを行える環境を整える重要な責務を負っていると言えよう。そこで、次節では、体育・スポーツにおける国際協力の意義を再考していくこととする。

1.2. 体育・スポーツにおける国際協力の意義

ユネスコ「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」(2016)第12条では、「国際協力は、体育・身

体活動・スポーツの範囲と影響を拡大するための必須の条件である」と定め、国際協力及び国際協調を通じて、体育・身体活動・スポーツを活用するよう主張している。

2016年のリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックでは、政治的な理由などで祖国にいられなくなったアスリートに、大会出場の機会を与えるために、難民選手団が結成された。このようなスポーツの祭典であるオリンピックの場においてスポーツをする機会が保障された難民選手団の結成は、多くの人に勇気を与え、スポーツの可能性を再確認する機会になったのではないだろうか。

また、日本のスポーツ基本法(2011)では、「スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進」において、第19条により、「国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。」と定めている。さらに、スポーツ基本法(2011)の基本理念8項目のうちの1つに、「スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び平和に寄与」と定められているように、スポーツに期待する力は国内だけにとどまらず、世界全体を通じた国際交流の一助となったり国際平和に寄与したりすることが求められている。このことから、我が国日本としても、スポーツにおける国際協力を行うことは一つの責務であることが分かる。

さらに、これまで数多くの人材派遣を行ってきたJICA全体の国際協力のミッションは、「開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現」すること、ビジョンは「人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を構築し、パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぐ(JICA 2017, HPより抜粋)」ことと掲げている。さらに、JICA(2018)は、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割が歴史・社会・文化・経済等の環境が日本や西欧と異なる発展途上国において同じレベルの認識や位置づけがされているわけではないが、全ての人の自由と可能性を実現する「人間の安全保障¹⁾」の

¹⁾ 人間の安全保障とは、「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」と定義されている(JICA HP引用)。つまり、人々を貧困や紛争、災害などといった脅威から守り、一人ひとりの人間が可能性を実現する機会と選択肢を手にし、自ら脅威に対処できるようになることを目指している。

視点を活動の基本としている。そこに、スポーツがもつ本来の価値や意義などに加えて多種多様な競技・種目の存在によって様々な形態（する・みる・支える）での参加・実践が可能であるスポーツは、国際協力の現場において「スポーツがもつ“人を集める力”」などを活用して、発展途上国が抱える諸問題の解決や普及啓発活動に貢献することができる（JICA 2018）。それぞれの国や文化によりスポーツの捉え方や価値は当然異なったものになるが、国際協力を行う際には、その国でのスポーツに対する認識を踏まえ、ドナー側が発展途上国側とともにスポーツのもつ可能性について語り合い、ともに分かちあえるスポーツの在り方を模索し、“人を集める力”をもったスポーツを通じて様々な社会問題にさえも取り組んでいくことが重要であろう。

岡田、山口（2009, p.40）は「開発途上国の現状を判断した場合、スポーツを基本的人権の一つとして主張するより、スポーツの有効性への認識を高めることが、結果的にスポーツ権の拡大に帰結する」と述べている。このことは、いくら「スポーツを行うことはすべての人々にとっての基本的な権利」であるということ（を主張しても、発展途上国にとっては彼らの日常生活に変化を与える影響力をもたない可能性を示している。それよりも、スポーツがなぜ有効なのか、何に役立つのか、何のためにするのかといった現地の目線に沿ったスポーツの在り方を模索することで、日常生活さえも変化させることができる。だからこそ、スポーツにおける国際協力を行う際には、現地の社会的な諸課題とスポーツに係るニーズとを照らし合わせ、その国や文化に応じたスポーツの意義や価値を見出し、スポーツの可能性を最大限に生かしていくことが重要であると言えよう。

さらに、小林（2020a）は、現地の日常生活に密着した問題を取り上げることは、スポーツのインパクトを最大限に生かす主眼になることを主張している。「[Tokyo2020]のプレゼンスを高める宣伝活動の方向に進んで（小林 2020a, p.243）」きた Sport for Tomorrow の取り組みは、「途上国の開発問題に貢献するため」の支援ではなく、「オリンピック大会を成功させるため」の支援に過ぎないという見方もでき、それでは持続性をもたない無理な押し付けに終わるであろう（小林 2020a, p.249）。また、小林（2020b）が「地べた」レベルでの開発の重要性を指摘しているように、発展途上国にとって持続性をもった国際協力を実現していくためには、ドナー側の意図を優先するのではなく、現地の課題を見定め、長期的な視点で考えた協力を行っていくことが、求められる本当の国際協力ではないだろうか。

2. 「スポーツ」と「開発」の位置づけ

「スポーツ」とは、「人間欲求を充足する生活様式として人間自身が創り出した、人類共通の文化である（中西 2012, p.9）」。また、広瀬（2005, p.20）は「スポーツとは遊びの形態をとりながら、競争の要素をもち、ルールによって統制された、人類が自由意思で選択した身体活動」と示している。スポーツ基本法前文においても、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」とあるように、スポーツは人々の生活を豊かに、発展するために実践される「文化」である。「文化」について、日本スポーツ協会（2020, p.56）は「生活する空間と時代によって、一つの事象・事物に対する意味解釈に差異が生じ、世代間、あるいは国家や地域間での相違と衝突を経て、形成される」ものであるとしている。また、中西（2012, p.9）は、「人類がみずから手で形成・継承（伝承）してきた物心両面にわたる（有形・無形の）成果の総体」とも述べている。さらに、玉木（1999, p.182）は、文化を「人生の飾り」と表現している。それは、人々がより快適に、より満足できる人生を送るために創り出してきたことを示す。すなわち、「文化」は人々が自分の生活を豊かにするために生み出したものであるといえ、スポーツは、まさに、人々の生活を豊かにするために生み出された文化であるといえる。

「開発」とは「より豊かな社会への取り組み（前川 2015, p.11）」である。江原（2001, p.23）は、開発とは「潜在的、原初的、未成熟などの状態から、可視的、活動的な状態や、精緻さや大きさ、完成度が向上した状態になったり、そうさせたりすること」と述べている。また、佐藤（2009, p.49）は、開発を他者によって模倣的に行われるもので、「他者が意図的・計画的に働きかけることによって発展を促そうとする行為」と定義している。そこで、前川（2015）は、開発とは、西洋諸国が歩んできた工業化から近代化へのプロセスを、途上国がその過程を遅れながらも進んでいく、そこで、近代化のプロセスの進行を助けることが開発援助の役割であると述べている。以上のように、多くの論者が開発を先進国が一度経験した発展過程を途上国が模倣的に歩いていくものと捉えており、それを一度経験した先輩として途上国の発展を援助することが開発援助であるということになる。しかし、それぞれ歴史や文化的背景が異なる中で、先進国が進んできた道と同じように追随することが良い状況を導くことになるであろうか。United Nations（2003, p.3）は、「開発とは、人々の選択肢を広げ、社会の全員が利用できる機会を増やす過程である」と主張している。恩田（2001, p.3）は、「開発とは地域の個性を引き出すことであり、

何よりも地域住民の自立・自助・自決を導くものでなければならない」と示している。開発は他者の協力によって行われるものであるが、地域にとって「よりよい」影響を与えるものでなければ本当の意味での開発にならない。すなわち、他者主導で開発を推し進める状態では地域の個性を引き出すことは難しく、自立・自助を導くものにならない。他者と現地の協働によって地域の特性を伸ばし、主体的な発展に向けて後押しするものでなければならず、それによって現地の人々の生活を豊かにすることができる。そこで、「開発」を相互の協働により現地の特性に応じたよりよい社会に向けて変化していく過程として論を進めていく。つまり、スポーツにおける「開発」は、地域に応じたスポーツの在り方を現地の人と協働で見出し、豊かな生活に向けて広げていくことである。そのことにより、スポーツに対する人々の意識が好意的なものとなり、スポーツが生活に対する物事の捉え方・考え方を変化させることにつながるものであると考えられる。

2.1. 「スポーツ」と「開発」のこれまで

2005年の「国際体育・スポーツ年 (International Year of Sport and Physical Education 2005: IYSPE2005)」制定により開発や平和を構築していくうえで、スポーツの果たす役割の大きさが世界的に喚起されるようになり、これまでは「身体活動 (physical activity)」や「スポーツ・フォー・オール」といったフレーズが支配的であったのに対し、「開発のためのスポーツ (sport for development)」、 「開発とスポーツ (sport and development)」、 「スポーツを通じた開発 (development through sport)」などのフレーズに置き換えられた。このことにより、これまでは「余暇活動や健康増進」の範囲内で理解されることが多かったスポーツが、開発を後押しするためのひとつの手段、ツールへと概念的に転換した。(小林 2014; 小林 2020a; 小林 2020b; 清水 2016)

岡田 (2011; 2015b) は、スポーツと開発の関係性を、「スポーツの開発 (Development of Sport)」、 「スポーツと開発 (Development and Sport)」及び「スポーツを通じた開発 (Development through Sport)」として文脈の変化を踏まえて以下のように述べている。

「スポーツの開発」は、スポーツの振興やスポーツ界全体の発展を考えたスポーツのあらゆる側面からの発展を目指した活動や研究を意味している。しかし、スポーツ自体の発展には、時代の流れの中で限界があると考えられるようになった。

そこで、「スポーツと開発」は、スポーツが個人、集団、社会や地域に与える負の影響とスポーツ振興のバランスを配慮する考え方で、相互にバランスの取れ

た開発を目指そうとしたが、様々な事柄が影響し合い、「儲かる」産業としてのスポーツやスポーツによる自然環境の破壊など、負の影響も出てきた (岡田 2015b)。そのため、正負の影響を考慮しながら互いのバランスを意識するようになった。

そして、「スポーツを通じた開発」によって、スポーツを様々な社会課題の解決に向けた手段として国際協力の場において活用することが考えられるようになった。これは、スポーツを媒体としてスポーツのもつ力を動員することによって、様々な分野の発展に貢献するという考え方である。発展途上国での深刻な貧困、紛争、ジェンダー、感染症、HIV/AIDSなどの課題解決に向けた「糸口」や「きっかけ」、「起爆剤」や「刺激」としてスポーツを活用していくことであり、スポーツを課題解決に向けた手段として捉えている。

他方、JICAの取り組み方針では、これら3つの用語を岡田とは異なる視点で示している。「スポーツの開発 (development of sport)」と「スポーツを通じた開発 (development through sport)」の全てを含んだ概念として「スポーツと開発 (sport and development)」が用いられている。「スポーツの開発」をスポーツそのものの普及振興支援を意味した呼び名として、「スポーツを通じた開発」を何らかの開発課題に直接、効果をもたらすことを期待してスポーツを利用すること (直接効果) と、スポーツがもつ人を集める力などを利用して発展途上国が抱える課題の解決に資する活動の普及・啓発・促進を行うこと (間接効果) の2種類の意味合いをもつと定義している (JICA 2018)。

「スポーツ」と「開発」を取り巻く用語は様々にあるが、このように、「スポーツ」と「開発」との間の文脈は、時代の流れ、活動目的の変化に合わせて様々に変化してきていることが分かる。

国際会議の場面に目を向けると、2003年2月に「第1回スポーツと開発国際会議」が開催され、「マグリゲン宣言」がもたらされたことがまず注目される。そこでは、「スポーツと遊びに接するのは人間の基本的権利であり、スポーツを通じて開発、平和、教育、健康を促進することを全ての関係者に求める (安倍 2006, p.30)」ことが謳われている。また、同年の11月には国連総会会議によって「教育、健康、開発、平和を創造する手段としてのスポーツ」が採択され、2005年を「国際体育・スポーツ年」と制定した。その目的は、教育、健康、開発、平和を促進する上でスポーツと体育が果たす重要な役割について国際社会の理解を高めることとしており、人々の健康、国際開発、国際平和、経済開発、地域開発、MDGs達成といったあらゆる分野で、スポーツと体育の役割が位置づけ

られている (柄本 2012)。

United Nations (2006) は、国際体育・スポーツ年において、「ツール」としてのスポーツを積極的に活用しようと呼びかけ、「Development plus sport」と「Sport plus development」の2つに区分している。「Development plus sport」は、主に国際協力を行う組織・機関、政府、スポーツ省、NGOを含んだステークホルダーが従事するスポーツ活動全般を指し、MDGsなどの特定の開発目標を達成するための手段として活用が期待されるものを意味している。これらのプログラムは広範で大きな開発プログラム全体に含有され、統合されている。他方、「Sport plus development」は、典型的には政府、スポーツ省、スポーツ界のアスリートや活動家が中心となり、プログラムを展開する。その目的は、スポーツや学校体育を促進し、スポーツそのものに価値があるとの考えの下に活動が企画・実施される。意図的であろうとなかろうと、これらの活動を通じて、コミュニティの構築、収入の向上、インフラの提供などが促され、その地域や国の開発に貢献することが期待される。このように、スポーツそのものの発展を目指すのか、開発課題を達成するための手段としてスポーツを活用するのかに、考え方や活動が区分されることが理解できよう。

日本におけるスポーツ分野での国際協力においても、発展途上国の社会的課題の解決を目的として、スポーツを「手段」、「ツール」として用いる活動、つまり、「Development plus sport」が多いことが分かっている。

しかし、鈴木、岡田 (2015, p.85) は「ツール」としてのスポーツの側面を強調することで、時間的・人的コストを惜しまずじっくりと、地域に密着した、土着のスポーツを組織化・発展させることがもたらす開発への貢献を見逃してしまう可能性を警告している。

生活の一部として誰もが日常的にスポーツを行っていくには、長い期間を要する可能性は高いが、「スポーツの開発」としてスポーツそのものがもつ本質的な価値や意義が理解されるように努力することも重要ではないかと考えられる。その上で、これら2つの側面のバランスをとりながらスポーツがもたらす効果・可能性を、対象となる地域や国の文化・伝統・習慣等に適応させた形で伝えていくことが、必要ではないだろうか。

2.2 「スポーツ」と「開発」の課題

ドナー側が「スポーツ」を「開発」しようと途上国に自国の考えをそのまま持ち込んでも、現地のニーズに適したものでなければ、本当の意味でのスポーツの国際協力を行うことはできない。そこで、清水 (2012, p.48) は、スポーツを通じた開発論の最大の問題とし

て、「文化の豊穡化」を妨げてしまうことを挙げている。これは、利用価値が小さければスポーツは無駄として切り捨てられることを意味する。また、岡田 (2015c) は、スポーツと開発に携わる者が、どこに軸足を置くのか、何を優先するのかを真摯に自問する必要がある、答えは現場にしかないと訴えている。「現場のリアリティとその「変化」に寄り添いながら、「スポーツにどのような貢献が出来るのか」を多くの分野の関係者を巻き込んだ議論に発展させていくことが重要である (岡田 2015c, p.112)」と示している。

つまり、現地の状況やスポーツに求められるものが変化することを踏まえ、現地に寄り添いながら国際協力を行う姿勢が重要である。寄り添うことで初めて見えてくる新たな課題やニーズに対応しながら、スポーツがどのように貢献できるのかについて、現場の視点に立って熟考し、スポーツのもつ多様な可能性から現地に適した意義や方向性を見出し、社会や文化の流れに応じた様々な形で国際協力を行っていく必要があると考えられる。

河野 (2011) は、スポーツ振興法以降、スポーツ基本法の成立を受けて、スポーツそのものの振興に留まるのではなく、スポーツの価値をより高い次元でとらえてスポーツを通してより良い社会を目指した「Development of Sport」から「Development through Sport」へと転換することを示唆している。

しかし、スポーツを手段とした開発を国際協力の形として今後も推進していくので良いのだろうか。国連のスポーツ施策の内容を示す「スポーツ」と「開発」の文脈が、時代の流れ、活動目的の変化に合わせて推移してきたように、今後の国際協力の在り方としてスポーツを手段とした「スポーツを通じた開発」を推し進めていくことは、スポーツそのものがもつ力を弱め、開発が手段となった協力になってしまう可能性があると考えられる。また、United Nations (2003) は、「スポーツは開発の原動力ではなく副産物とみなされている (United Nations 2003, p.3)」と指摘している。これでは、開発のツールとしてスポーツが用いられるばかりで、スポーツそのものの発展は望めない。

JICA は、スポーツに係る国際協力活動の方針として「スポーツと開発」を軸に3つの柱として①「学校体育や課外活動支援を通じた健康増進及び非認知能力の向上」、②「スポーツへの参加を通じた全ての人々の社会的包摂の促進ならびに平和の促進」、③「スポーツ競技力向上と環境整備を通じた国民の団結力強化および国際社会との連帯促進」を示している (JICA 2018, p.18)。これらの①、②は「スポーツを通じた開発」の直接効果に該当するものが多く、③は「スポーツの開発」によるものである。

このことからみても、日本、つまり JICA の取り組んでいる体育・スポーツにおける国際協力活動では、「スポーツと開発」に軸足を置いた、それぞれ別々の側面からの開発を目指しており、間接効果の側面は弱い傾向にある。また、どのような活動を行うかは各隊員に任されており、それぞれの活動においては成果の見える「技術の改善・向上」や「現地教員による授業」といった目に見える形での変容に重視する傾向にあることから、間接的な側面からの開発は難しい。さらに、それぞれの隊員がどの程度「開発」を意識した国際協力を行っているかについては、個人差が大きいところであろう。

よって、JICA による体育・スポーツにおける国際協力活動においては、別々の意図をもった3つ活動の要素を、相互に連携させながら開発を推し進めていくことでスポーツのもつ力を最大限に生かすことができるのではないかと考えられる。学校の中においても、体育・スポーツのもつ力を利用して社会的な地域課題の解決に向けた活動を実施することも本来的には可能であり、地域住民や保護者をも巻き込むような活動が実践できれば、大人たちにとっても、体育・スポーツの価値を見直すきっかけとなり、スポーツ自体のさらなる普及・振興にもつながっていくのではないだろうか。

2.3. 「スポーツ」と「開発」のこれから

他方、Levermore & Beacon (2009) は、「スポーツ」と「開発」の関係について、「スポーツの開発 (development of sport)」、 「スポーツを通じた開発 (development through sport)」、 「開発におけるスポーツ (sport-in-development)」の3つの概念を示している。「スポーツの開発」は、スポーツへの参加や技術向上のための活動で、スポーツそのものの発展に焦点を置いたものである。「スポーツを通じた開発」は、スポーツを他の社会的、経済的、政治的目的を達成するための手段としてスポーツを用いる活動である。そして、「開発におけるスポーツ」は、スポーツによって社会的な課題解決を支援するかもしれないという認識でこれら2つの上位概念として位置づけている。

この「開発におけるスポーツ」をもとに Coalter (2009) は、スポーツと国際協力に関するプログラムがどのような目的をもって実施されるかに着目してスポーツ・プラスとプラス・スポーツの2つに分類している。前者のスポーツ・プラスは、参加層の拡大や技術向上といったスポーツ振興に向けられた活動であり、それと連動してジェンダーの問題や HIV / AIDS に対する啓発活動のような開発プロジェクトがある。後者のプラス・スポーツは、スポーツを活用し、そこに

集まってきた人々に種々の社会的な課題の解決を行うことが主たる目的である。

また、中西 (2012) は、スポーツと特定の社会的諸課題の解決を「目的—手段関係」と定位している。そこで、スポーツに外在する価値実現の手段としてスポーツを正当化しようとする「スポーツ手段論」と、スポーツという文化に内在する本質的かつ人間的価値を重要視し、スポーツ経験そのものが人間と社会にとって意味と価値をもち、人間の欲求充足のための自己目的的な活動としてスポーツを意味づけようとする「スポーツ目的論」の2つの考えを示している。これら2つを「不易流行」のように、スポーツ目的論を「不易」、スポーツ手段論を「流行」として副次的・付随的に取り入れながら、2つのバランス関係の維持・形成における重要性を指摘しており、「流行」が重視されるとスポーツ自体の変質や歪みが生じ、スポーツの豊かな可能性を自ら閉ざし、人間性や社会の破壊など、多くの弊害が発生することを示唆している。

つまり、「開発におけるスポーツ」を行ううえで、どちらが主目的であっても、スポーツの発展と社会課題の解決は互いに関連し合っているもので、一方の偏った考えに陥らないことが必要であると考えられる。すなわち、スポーツのもつ力を最大限に生かし、相互に調和的なバランスを取り合い、維持・形成していくことが「開発におけるスポーツ」において今後日本が国際協力の現場で行っていくべきものではないだろうか。

参考文献

- Coalter, F. (2009). "Sport-in-development: accountability or development?". *Sport and International Development*. Palgrave macmillan UK, pp.55-75.
- Levermore, R. & Beacom, A. (2009). "Sport and development: Mapping the field". *Sport and International Development*. Palgrave macmillan UK, pp.1-25.
- United Nation. (2003). *Sport for Development and Peace: Towards achieving the Millennium Development Goals*. Retrieved on August 20, 2020, from: https://www.sportanddev.org/sites/default/files/downloads/16__sport_for_dev_towards_millennium_goals.pdf
- United Nations. (2006). *Sport for a Better World: Report on the International Year of Sport and Physical Education 2005*. Retrieved on August 11, 2020, from: https://www.sportanddev.org/sites/default/files/downloads/14__intl_year_of_sport

- and_p_e_2005.pdf
- JICA (2017). 「JICA のビジョン」. (2020年10月11日閲覧) : <https://www.jica.go.jp/about/vision/index.html#vision>
- JICA (2018). 「JICA 『スポーツと開発』 事業取り組み方針」. (2020年8月3日閲覧) : https://www.jica.go.jp/activities/issues/sports/ku57pq00002lc8qo-att/policies_sports.pdf
- JICA 独立行政法人国際協力機構. 「人間の安全保障の実現 概要」. (2020年10月26日閲覧) : https://www.jica.go.jp/activities/issues/special_edition/security/summary.html
- 柄本伸悦 (2012). 「スポーツによる国際協力：国連機関の開発援助の歴史と意義」, 『広島経済大学研究論集』, 35(2), pp.53-64.
- 安倍大輔 (2006). 「国連におけるスポーツ政策の展開『スポーツと国際年』に着目して」, 『尚美学園大学総合政策研究紀要』, 11, pp.19-31.
- 内海和雄 (2016). 「国連とスポーツ—開発と平和のためのスポーツ—」, 『広島経済大学研究論集』, 38(4), pp.31-54.
- 江原裕美 (2001). 『開発と教育 国際協力と子どもたちの未来』, 新評論, p.380.
- 恩田守雄 (2001). 『開発社会学—理論と実践—』, ミネルヴァ書房, p.439.
- 岡田千あき, 山口泰雄 (2009). 「スポーツを通じた開発—国際協力におけるスポーツの定位と諸機関の取り組み—」, 『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』, 3(1), pp.39-47. (2020年6月11日閲覧) : http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81001683
- 岡田千あき (2011). 「国際協力の新しい分野」, 『グローバル人間学の世界』, 中村安秀, 河森正人編, 大阪大学出版会, pp.214-228.
- 岡田千あき (2012). 「世界が期待するスポーツの豊かな可能性—『スポーツを通じた開発』のムーブメント」, 『体育の科学』, 60(3), pp.20-23. 杏林書院.
- 岡田千あき (2015a). 「スポーツを通じた開発の概念と周辺領域」, 『生命と技術』, 67(2), pp.85-87. (2020年6月17日閲覧) : <http://seisan.server-shared.com/672/672-85.pdf>
- 岡田千あき (2015b). 「スポーツを通じた国際協力とは」, 『スポーツと国際協力』, 齊藤一彦, 岡田千あき, 鈴木直文編, 大修館書店, pp.16-22.
- 岡田千あき (2015c). 「国際社会における『開発と平和のためのスポーツ』の20年：我が国のスポーツ・フォー・トゥモロー政策の発展に向けて」, 『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』, 41, pp.99-118. (2020年6月27日閲覧) : <http://hdl.handle.net/11094/57232>
- 河野一郎(2011). 「スポーツ基本法成立とわが国スポーツのこれからの展開」, 『文部科学時報』, 1630, pp.9-11.
- 公益社団法人 日本オリンピック委員会 (2019). 「オリンピック憲章」. (2020年7月6日閲覧) : <https://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2019.pdf>
- 国際協力事業団 国際協力総合研究所 (2000). 「開発途上国への国際スポーツ教育協力の現状と課題—青年海外協力隊事業を中心に—」. (平成11年度 国際協力事業団 客員研究員報告書) (2020年7月8日閲覧) : <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11635976.pdf>
- 小林勉 (2014). 「国際開発とスポーツ援助—スポーツ援助の動向と課題—」, 『スポーツ社会学研究』, 22(1), pp.61-78. (2020年7月16日閲覧) : https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjsss/22/1/22_61/_pdf-char/ja
- 小林勉(2018). 「スポーツによる国際貢献の向こう側：スポーツ援助の先に何が起こるのか?」, 『アジア太平洋研究』, 43, pp.35-50. (2020年7月18日閲覧) : http://repository.seikei.ac.jp/dspace/bitstream/10928/1141/1/asia-43_35-50.pdf
- 小林勉 (2020a). 『スポーツで挑む社会貢献』, 創文企画, p.271.
- 小林勉(2020b). 「貧困削減かアカウントビリティか?—日本における『スポーツ×開発』の課題—」, 『スポーツ社会学研究』, 28(1), pp.37-57.
- 齊藤一彦(2018). 「世界に広がるスポーツの取り組み」, (2020年5月14日閲覧) : https://www.jica.go.jp/publication/mundi/1806/201806_02_02.html
- 佐藤寛 (2009). 『開発援助の社会学』世界思想社, p.268.
- 清水論 (2016). 「グローバリゼーションとスポーツにおける意味の変容」, 『スポーツ社会学研究』, 24(2), pp.41-51. (2020年7月28日閲覧) : https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjsss/24/2/24_02-05/_pdf-char/ja
- 清水紀宏 (2012). 「スポーツ立国論のあやうさ」, 『現代スポーツ評論』, 26, pp.37-54.
- 鈴木直文, 岡田千あき (2015). 「NGOによるスポーツを通じた国際協力」, 『スポーツと国際協力』, 齊藤一彦, 岡田千あき, 鈴木直文編, 大修館書店, pp.62-88.
- 独立行政法人 国際協力機構 (2018). 「JICA 「スポーツと開発」 事業取り組み方針」 (2020年7月20日閲覧) : https://www.jica.go.jp/activities/issues/sports/ku57pq00002lc8qo-att/policies_sports.pdf

- 中西純司 (2012). 「〈特集論文：スポーツの力〉「文化としてのスポーツ」の価値」. 『人間福祉学研究』, 5 (1), pp.7-24. (2020年8月7日閲覧) : <http://hdl.handle.net/10236/10903>
- 日本学術会議健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会 (2016). 「UNESCO (2015) 『体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章』」. (2020年10月21日閲覧) : <http://jaaspehs.com/wp/wp-content/uploads/2016/10/076f5cf42511ddf2d0c7485a5414c983.pdf>
- 日本スポーツ協会 (2018). 「国際交流・協力プラン2018 - 2022」. (2020年10月21日閲覧) : https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kokusai/doc/Int_ActionPlan2018-2022.pdf
- 日本スポーツ法学会(1997). 「スポーツ基本法要綱案」. (2020年5月12日閲覧) : <http://jsla.gr.jp/archives/836>
- 広瀬一郎 (2005). 『スポーツマンシップを考える』, 小学館, p.199.
- 文部科学省 (2011). 『スポーツ基本法』. (2020年10月21日閲覧) : https://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/08/24/1310250_01.pdf
- 前川美湖 (2015). 「国際協力とは」. 『スポーツと国際協力』, 齊藤一彦, 岡田千あき, 鈴木直文編, 大修館書店, pp.10-15.
- ユネスコ (1978). 「ユネスコ 体育・スポーツ国際憲章」. (文部科学省訳, 2020年10月21日閲覧) : http://www.njsf.net/zenkoku/data/right/international_charter.pdf
- ヨーロッパ・スポーツフォアオール憲章(1975). 「ヨーロッパ・スポーツフォアオール憲章」. (2020年10月21日閲覧) : http://njsf.net/zenkoku/data/right/sports_for_all.pdf